



令和6年6月発行

- 1面 : 特定健診のご案内など  
 2面・3面 : 所得申告と国保税、納税通知書と計算方法など  
 4面 : 国保税の年金からのお支払いについて、スマートフォン決済アプリ納付サービス、一部負担の減免、限度額適用認定証についてなど

## 注目! 県内すべての市町村で、国保税を統一する取組が進められます

現在、国保税は、市町村ごとに異なっていますが、令和5年10月に国が策定した「保険料水準統一加速化プラン」及び令和6年3月に県が策定した「第3期鹿児島県国民健康保険運営方針」に基づき、県内すべての市町村で、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ国保税となる「完全統一」を目指すこととされました。



保険料水準統一 加速化プラン 第3期鹿児島県  
国民健康保険運営方針

## 注目! 受けて得する! 特定健診! ~あなたの輝く未来につながります~ サンサンコールかごしまむ 808-3333

### ● 対象者 : 40歳以上74歳以下の方

### ● 必要なもの : 保険証 (右図参照)

※マイナ保険証ではありません。マイナンバーカードの健康保険証利用されている方も国保の紙の保険証が必要です。

※保険証が廃止される令和6年12月2日以降の新規加入者等には、受診券を発行予定です。

### 《2通りある特定健診の受け方》

#### 1. 医療機関で受診の場合 ⇒

※受診の際は医療機関へ直接お問い合わせください。



個別医療機関名簿  
(市ホームページ)

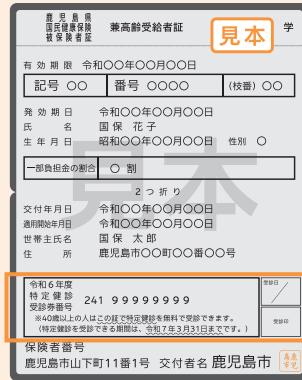
#### 2. 集団健診で受診の場合 ⇒

※会場・実施日を確認後、受付時間内にお越しください。

※一部予約が必要な会場があります。



集団健診日程  
(市ホームページ)



### お得① 自己負担額は0円!

### お得② トク得クーポン!

「特定健診等トク得応援隊」に登録されているお店に提出するとお得な特典を受けることができます

### お得③ 市内公衆浴場入浴券!

令和6年度に40歳から49歳、50歳、55歳、60歳に達する方



市ホームページ

詳細はこちから↓

### 特定健診を受診された方々の声!

“病院で検査した時は、特に言わなかったけど、健診を受診して、悪いところ(異常値)に気づいた!”

“結果が良くなっているのが目に見えて、健診を受けるのが楽しみになった!”

“血圧が高かったので、塩分を摂り過ぎないように気をつけるようになった!”

## はり、きゅう施設利用券交付について

☎ 216-1228

40歳以上の方は、はり、きゅう施設利用券の申請前に必ず特定健診を受けてください。

【交付要件】 ●納期到来分の保険税完納世帯であること。

●40歳以上の方は、特定健診を当年度から過去2年度のうち少なくとも一度受診していること。

※職場健診や人間ドック等の結果を特定健診に代えることができます。はり、きゅう施設利用券の交付申請時に検査結果をお持ちください。



市ホームページ

## 糖尿病性腎症重症化予防プログラム

☎ 808-7505

●糖尿病性腎症は、人工透析になる原因疾患第1位です。糖尿病が重症化し、腎臓が障害されたまま放置すると、人工透析や腎移植が必要になることがあります。週に3回程度の通院が必要で、自身の時間とお金に大きな負担がかかります。

●本プログラムでは、特定健診の結果、糖尿病重症化リスクの高い未受療の方や、治療中断の方へ、健診結果の説明や受診のすすめ、生活習慣改善のための保健指導を実施します。

●自覚症状がなくても、ご自身の今の身体の状態を知るための第一歩として、まずは特定健診を受けましょう。



市ホームページ

## ジェネリック医薬品で医療費削減

☎ 808-7505

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れたあとに、先発医薬品と同等の品質で製造販売されるお薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えると、薬局での薬代が安くなり、医療費も削減できます。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師や薬剤師へご相談ください。



市ホームページ

## 令和6年12月2日以降、紙の保険証の新たな交付は廃止されます!

☎ 216-1228

現在お持ちの紙の保険証は有効期限の日まで使用できますが、本年12月2日以降、新しい紙の保険証は交付されなくなります。紙の保険証の再発行もできませんので、ご注意ください。

保険証廃止に伴う12月以降の手続き等については、ホームページ等でお知らせいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する情報は、ホームページをご確認ください。



市ホームページ

# 所得申告と国保税

☎ 216-1229

令和6年度の国保税は、加入者の令和5年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。

所得がなかった人や障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になつてない人なども必ず市民税課や各支所税務課で市県民税の申告をしてください。(申告することで国保税や高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。)

※納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』の基準総所得額欄が『未申告』と表示されている人は申告が必要です。

## 倒産・解雇等による離職者に対する特例措置(軽減措置)

☎ 216-1229

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置(最長2年間)が受けられます。また、この申告により高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。

①離職日時点において65歳未満の人 ②雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知の離職理由の番号が11・12・21・22・23・31・32・33に該当する人  
【申告に必要なもの】

雇用保険受給資格者証(原本)又は雇用保険受給資格通知(原本)、申告に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書原本(マイナンバーカード、運転免許証など)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカードなど)



※雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の交付を受けたら、早めに申告してください。

※特例措置が適用されている場合は、納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』に『離』と表示されています。

市ホームページ

## 国保税の減免制度

☎ 216-1229

次のいずれかに該当し、納付が困難と認められる場合には、納期限までに申請することにより国保税が減免されることがありますので、お早めにご相談ください。

①前年の世帯の合計所得額の合算額が600万円以下で、倒産・解雇等による失業(定年退職・自己都合退職は除く)、休・廃業や疾病・負傷等により、前年に對し本年の世帯の合計所得額の合算額の見積額が10分の7以下となる場合

※上記『倒産・解雇等による離職者に対する特例措置』を受けている人でも、この減免制度により国保税がさらに減額となる場合がありますのでご相談ください。

②前年の世帯の合計所得額の合算額が1,000万円以下で、住宅等が災害により損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が住宅等の価格の10分の3以上の場合

③自己債務弁済者または連帯債務弁済者となり、その債務弁済のために土地または家屋を売却し、その後も弁済に追われている場合

④東日本大震災による原発事故に伴い、国による避難指示等の対象区域の人が本市国保の納税義務者となった場合など

※減免申請には、国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の前年中の所得申告が必要です。



市ホームページ

## 産前産後期間の国保税減額制度 ※届け出が必要です

☎ 216-1229

令和6年1月から産前産後期間の国保税減額制度が始まりました。届け出により、対象の被保険者にかかる国保税のうち、出産予定の日または出産の日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定の日または出産の日が属する月の3か月前から6か月間)の所得割額・均等割額が免除されます。

※出産とは妊娠85日(4ヶ月)以上の分娩をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

【対象者】 令和5年11月1日以降に出産した国保の被保険者 ※届け出に必要なものは市HPをご確認ください。



市ホームページ

## 後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

☎ 216-1229

次のいずれかに該当する場合は、国保税について緩和措置が適用されます。他市町村で下記の緩和措置を受けていた人が転入により本市国保に加入した場合、引き続き緩和措置を受けられる場合があります。(転入前の市町村で『異動連絡票』が交付されますので、国保担当窓口に提出してください。)

①国保から後期高齢者医療制度へ移行される人が同一世帯内にいる場合

法定軽減措置において、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めて判定を行い、世帯内の国保加入者が1人の場合、移行後5年間は平等割額の2分の1を、6年目から8年目までの期間は4分の1を減額します。(介護納付金課税額を除く)

※適用されている場合は、納税通知書右側中段の『平等割額の緩和状況』に『○』または『○』と表示されています。

②被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行される人の被扶養者(旧被扶養者)の場合

被用者保険(職場の健康保険等)の本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者から国保加入者となった65歳以上の人(旧被扶養者は、申請により所得割額の全額を減額し、7割・5割の法定軽減世帯を除く世帯は均等割額の2分の1を、旧被扶養者のみで構成される世帯はさらに平等割額の2分の1を減額します。ただし、均等割額・平等割額の減額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間適用となります。

※申請は加入した年度のみで翌年度以降は自動継続されます。

## 国保税の納付方法

☎ 216-1229

(1)普通徴収(納付書や口座振替で納める方法)の場合⇒6月から翌年3月までの年10回払い

①年間を通じて加入者がいる場合

年間(12ヶ月分)の国保税を6月(第1期)から翌年3月(第10期)までの年10回に分けて納付していただきます。

②加入者が年度途中に75歳に到達して後期高齢者医療制度へ移行し、国保加入者が1人もいなくなる場合

加入期間(誕生月前月まで)の国保税を誕生月前月までに設定された各納期に納付していただきます。

③加入者のうち1人が75歳に到達して後期高齢者医療制度へ移行し、他の人は翌年3月まで国保加入の場合

それぞれの加入者の加入期間に応じた国保税(合算額)を6月(第1期)から翌年3月(第10期)までの年10回に分けて納付していただきます。

※納期を納税通知書右側上段『各期別納付額』に、加入期間を納税通知書右側下段『被保険者の資格状況・内訳』に表示してあります。

(2)特別徴収(年金からの差引き)の場合⇒4・6・8・10・12・翌年2月の年6回払い

国保に加入している世帯主が年金を受給されている場合、普通徴収の方法によらず、原則として世帯主の受給年金から、国保税を差引く方法(特別徴収)で徴収を行います。以下の4つの条件すべてに該当する人が対象となります。

①世帯主が国保の被保険者である ②世帯の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳までである ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である

④支払回数割(6回)の介護保険料(世帯主分)と支払回数割の国保税(世帯分)の合算額が、1回の年金受給額の2分の1以下である

ただし、次のような場合は特別徴収の対象となりません。(前年度が特別徴収であっても納付書等で納めていただくこと(普通徴収)になります。)

①年度途中に世帯主が75歳に到達する場合 ②擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の世帯の場合

※複数の年金を受給している場合は、受給額の多い年金から特別徴収するのではなく、あらかじめ定められた優先順位に基づき特別徴収する年金が決められます。

※申し出により納付方法を口座振替へ変更できます。

※新規に特別徴収が始まる人に対しては、事前に『特別徴収(年金差引き)予定』の案内を送付しますのでご確認ください。

※世帯の状況等によっては、年税額を(1)普通徴収と(2)特別徴収で併せて徴収(併用徴収)する場合があります。



市ホームページ

# 令和6年度 法定軽減措置(申請不要) ※軽減判定所得が令和6年度から変更になりました ☎ 216-1229

前年中の世帯の総所得金額等の合算額(軽減判定所得)が次の表に掲げる金額以下の場合には、均等割額と平等割額が2割・5割・7割軽減されます。(均等割額・平等割額については下記の『令和6年度 国保税納税通知書及び計算方法』をご覧ください。)

軽減判定所得の計算式	
2割軽減	43万円 + (54万5千円 × 被保険者数※1) + 10万円 × (給与所得者等の数※2 - 1)
5割軽減	43万円 + (29万5千円 × 被保険者数※1) + 10万円 × (給与所得者等の数※2 - 1)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数※2 - 1)

\*1 国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の人数も含めます。

\*2 給与収入が55万円を超える者(給与所得者)の数と給与所得者を除く公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上))を受ける者の数の合計数【10万円×(給与所得者等の数-1)】の計算式は給与所得者の数が2人以上の場合のみ適用されます。

\*法定軽減が適用されている場合は、納税通知書右側中段の『法定軽減(均等割額及び平等割額)の状況』に軽減割合が表示されています。

\*賦課期日(令和6年4月1日、年度途中で加入された世帯は加入日、世帯主変更があった場合は変更があった日)現在の状況で判定します。

(年度途中に加入者の増減があっても再判定されません)

\*擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の所得も含めて判定します。

\*国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得も含めて判定します。

\*令和6年1月1日現在65歳以上で公的年金等に係る所得のある人は、その所得から15万円控除した額で判定します。

(所得割額の計算に用いる所得額は、控除前の額を適用)

\*事業専従者給与(控除)は事業主の所得に繰り戻して判定します。

\*譲渡所得による特別控除がある場合は、特別控除前の額で判定します。(所得割額の計算に用いる所得額は、特別控除後の額を適用)

\*法定軽減措置は、世帯の国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者が前年中の所得申告をした場合に自動的に判定されます。



市ホームページ

## 令和6年度 国保税納税通知書及び計算方法 ☎ 216-1229

同封されている納税通知書は、納税義務者である世帯主(世帯主が国保加入していない場合でも納税義務者となります。)宛てとなっております。年間国保税額・加入者氏名・加入期間などが記載されていますので内容をご確認ください。

1世帯あたりの国保税は、その世帯における加入者的人数及び前年中の所得に基づき、基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の人)ごとに計算し、これらを合計した金額となります。

(1) 令和6年度の国保税は次の計算式で求めます。 [ ] 内は基準総所得額

基礎課税額	A(①+②+③)		
	年間基礎課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額65万円		
	国保加入者の令和5年中の総所得金額等	- 基礎控除	× 8.0% = 所得割額(有所得者ごと) ①
支援金等課税額	国保加入者数	×	21,000円 = 均等割額 ②
	1世帯につき		23,300円 = 平等割額 ③
	国保加入者の令和5年中の総所得金額等	- 基礎控除	× 2.6% = 所得割額(有所得者ごと) ④
介護納付金課税額	国保加入者数	×	6,200円 = 均等割額 ⑤
	1世帯につき		7,100円 = 平等割額 ⑥
	国保加入者の令和5年中の総所得金額等	- 基礎控除	× 2.4% = 所得割額(有所得者ごと) ⑦
40歳以上65歳未満の人	国保加入者数	×	7,400円 = 均等割額 ⑧
	1世帯につき		6,400円 = 平等割額 ⑨
	B(④+⑤+⑥)		
年間後期高齢者支援金等課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額24万円	国保加入者の令和5年中の総所得金額等	- 基礎控除	× 2.6% = 所得割額(有所得者ごと) ④
	国保加入者数	×	6,200円 = 均等割額 ⑤
	1世帯につき		7,100円 = 平等割額 ⑥
年間介護納付金課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額17万円	国保加入者の令和5年中の総所得金額等	- 基礎控除	× 2.4% = 所得割額(有所得者ごと) ⑦
	国保加入者数	×	7,400円 = 均等割額 ⑧
	1世帯につき		6,400円 = 平等割額 ⑨
A+B+C=令和6年度の年間国保税額			

(2) 基礎控除は、次の表に掲げる合計所得金額の区分に応じて控除されます。

基礎控除				
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超~2,450万円以下	2,450万円超~2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

(3) 地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税条例を改正し、令和6年度の課税限度額を引き上げました。

課税限度額	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
	65万円(変更なし)	22万円 ⇒ 24万円	17万円(変更なし)

(4) 世帯に未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である子ども)がいる場合、未就学児1人につき、均等割額を5/10減額します。(低所得世帯における法定軽減措置に該当する場合は、軽減割合ごとに減額した額からさらに5/10を減額します。)



納税通知書右側下段『被保険者の資格状況・内訳』に国保加入者の氏名等を記載しております。

職場の健康保険に加入した人は、脱退手続きが必要となります。

# 特別徴収から口座振替へ納付方法を変更できます

☎ 216-1230

現在、国保税が特別徴収(年金からの差引き)となっている人、または、これから特別徴収される可能性のある人のうち、特別徴収を希望されない人については、申し出により納付方法を口座振替に変更できます。



## ◇ 留意事項

- ① これから特別徴収される可能性のある人には、事前に案内文書を送付します。(案内文書到着前の申し出は受け付けておりません。)
- ② 特別徴収での納付を希望される場合は、手続きの必要はありません。
- ③ 特別徴収から口座振替への納付方法変更の申し出は、電話又は窓口で受け付けております。
- ④ 金融機関等で口座振替の申し込みをされただけでは特別徴収は停止されません。必ず市役所(本庁国民健康保険課または各支所国保担当)へ申し出ください。
- ⑤ 口座振替登録をしていない方は、納付方法変更の申し出をしていただいたり、口座振替の申込みが必要となります。なお、口座振替の申込みについては、電話又は窓口でお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。



市ホームページ

## ◇ 特別徴収停止月一覧表

市ホームページ

申出日	特別徴収停止月
令和6年5月1日(水)～令和6年7月31日(水)	令和6年10月分
令和6年8月1日(木)～令和6年9月30日(月)	令和6年12月分
令和6年10月1日(火)～令和6年11月29日(金)	令和7年2月分
令和6年12月2日(月)～令和7年1月31日(金)	令和7年4月分
令和7年2月3日(月)～令和7年3月31日(月)	令和7年6月分
令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)	令和7年8月分

# 国保税は納期内に納めてください

☎ 216-1230

国保税を納期内に納付されない場合は、延滞金が加算され、最終的には、差押え等の滞納処分を受けることになります!!



納付が途絶えると…

納期限から1年以上にわたり納付等がない場合(納付の状況によってはその限りではない)、被保険者資格証明書(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの加入者を除く)が交付されます。この資格証明書で病院を受診すると、一旦、医療費のすべて(10割分)を自己負担することになります。



支払う能力があるにもかかわらず未納の場合…

- 国保で受けられる給付の一時差止め(疾病及び負傷等に対する給付)
- 財産調査を行い「差押え」を実施



市ホームページ

※分納中であっても財産調査の結果によっては滞納処分を受けることがあります。

☆これらは、納付相談の機会を確保し、国保制度への理解と税負担の公平を図るためのものです☆

## スマートフォン決済アプリによる納付サービス ☎ 216-1230



国保税をスマートフォン決済アプリで納付することができます。

納付書の有効期限内であれば、24時間、365日、いつでもどこでも納付することができます。



市ホームページ

## 医療費の一部負担金減免 ☎ 216-1228

☎ 216-1228

災害(震災、風水害、火災等)を受けた場合、又は、倒産・解雇等による失業(定年退職、自己都合は除く)等により、申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減し、一定の額以下になった場合、申請月から3月以内の期間、市ホームページ医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金が減免される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。



市ホームページ

## 高額療養費制度について

☎ 216-1228

同一の月に医療機関に支払った一部負担金(保険診療分)が、所得や年齢によって定まる限度額を超えたとき、申請によりその差額が高額療養費として支給されます。申請の期限は診療月の翌月から2年間となります。また、限度額の適用を受けることにより医療機関への支払いが限度額までとなります。

### ○高額療養費の限度額適用について オンライン資格確認により、原則、限度額適用認定証は不要になりました。



市ホームページ

※ただし、下記に該当する場合等は手続きや相談を行う必要があります。

- ①オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合 ②住民税非課税世帯で90日を超える入院があり長期認定に該当する人  
③保険税に滞納がある場合(保険税を支払うことにより限度額の適用を受けることが可能になります。)

※これまでの認定証の有効期限は7月31日まで(70歳になる場合等を除く)となります。8月以降も認定証が必要な場合の事前申請受付は7月から始まります。  
詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。

## 国保の加入脱退について

☎ 216-1228

国保の加入脱退は、自動的に行われないため、必ず届け出が必要です。

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から14日以内に必ず届け出をしましょう。

各届け出にはマイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカードなど)と手続きに来る人の本人を確認できるもの(運転免許証など)も一緒に持ちください。(別世帯の人が代理人として手続きをするときは委任状をお持ちください。)



市ホームページ

※本市国保資格喪失年月日以降にそのまま保険証を使用すると、後日、国保が負担した医療費を返還していただくことになります。

## 国保に関するお問い合わせは

## 国保のすがた

本 庁 国民健康保険課 別館1階3番窓口

吉田 支 所 総務市民課市民係 ☎ (直通) 294-1212

国保の加入・脱退、給付については 給付係 ☎ (直通) 216-1228

桜島 支 所 桜島総務市民課市民係 ☎ (直通) 293-2347

特定健診・保健指導については 保健事業係 ☎ (直通) 808-7505

// 東桜島総務市民課 ☎ (直通) 221-2111

国保税の計算・内容については 賦課係 ☎ (直通) 216-1229

喜入 支 所 総務市民課市民係 ☎ (直通) 345-3754

国保税の納付・納税相談については 納稅係 ☎ (直通) 216-1230

松元 支 所 総務市民課市民係 ☎ (直通) 278-2114

国保の財政については 庶務係 ☎ (直通) 216-1227

郡山 支 所 総務市民課市民係 ☎ (直通) 298-2113

谷山 支 所 市民課国民健康保険係 ☎ (直通) 269-8414

サンサンコールかごしま ☎ (直通) 808-3333

伊敷 支 所 総務市民課市民係 ☎ (直通) 229-2115

市ホームページアドレス <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

吉野 支 所 総務市民課市民係 ☎ (直通) 244-7284

世帯数： 73,910世帯

被保険者数： 106,610人

(令和6年3月末現在)

